（別紙様式２　②）

議員報告書

１議員名	玉井直子
２期　日	27年1月13日～　27年1月13日
３研修先等	広島市南区松原町1番5号 ホテルグランヴィア広島
４内容（目的）	「政策研究会」広島クラブ 広島が元気になる勉強会

５報告事項

人口減少時代の自治体財政について

自治体経営コンサルタント　川本達志元甘日市市副市長より講義をうける。

人口推移、現在の人口構造、「消滅可能性都市」（ウソ？ホント？）

人口推移の各市比較、将来人口推計（65歳以上、75歳以上、生産年齢人口、年少人口）自治体財政の課題（夕張市に学ぶ）

国の動き（定住自立圏構想）国の政策（地方創生）

自治体財政の課題では、新たな政策を打てる余裕があるか？借金はどれくらいあって将来に不安はないだろうか？社会保障はどうなるだろうかなど

これからの財政運営の方向性では歳入増（税収増）は産業振興、定住増

歳出減は、固定費削減、公共事業削減。夕張市の財政破たんへの道などをみながら、やらなければいけないことを考えさせられました。

「定住自立圏構想」では地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し大都市圏への人口流出を食い止めるとともにライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し地方に人が流れるよう流れを創出することが求められている。平成21年4月から全国展開し現在各地で取組が進んでいる。地方ごとに人口構造はちがうので各地域でじぶんたちで考えていかなくてはいけません。地域の強みをみつけたいと思いました。

（別紙様式2　②）

議員報告書

1 議員名	久保慶子
2 期日	27年1月13日～　27年1月13日
3 研修先等	広島市南区松原町1番号 ホテルグランヴィア広島
4 内容（目的）	「政策研究会」広島クラブ 広島が元気になる勉強会

5 報告事項

自治体経営コンサルタント 川木達志氏を講師に、勉強会が行なわれ、受講した。

人口推移，「消滅可能性都市」，人口推移の各市比較
将来人口推計（65歳以上，75歳以上，生産年齢人口，年少人口）
自治体財政の課題（夕張市に学ぶ），国の動き（定住自立圏構想）
国の政策（地方創生）etc.

自治体財政の理解には、決算状況の学びがいること。

歳入増（税収増）
- ○産業振興（企業誘致・第3セクター・中小企業振興）
- ○定住増加（団地開発・道路整備・子育て・教育）

歳出減
- ○固定費削減（公債費、扶助費，人件費，物件費）
- ○公共事業削減（公共施設，都市基盤，農村基盤）

勉強のポイントを学んだので、これからすすめていきたいと思う。

（別紙様式２　②）

議　員　報　告　書

１議　員　名	下岡　多美枝
２期　　日	平成27年１月13日（火）
３研修先等	広島市南区松原町１−５ ホテル　グランヴィア　広島 ＴＥＬ082-262-1111
４内容（目的）	広島が元気になる勉強会 （人口減少時代と地方財政について）

５報告事項

１月13日（火）14：30〜16：30まで

講師　　川本達志　　自治体経営コンサルタント

演題　　人口減少時代と地方財政について

内容　　国、全体が人口減少社会となっている地方がどう生き残れるか。
（北海道の夕張がなぜ財政破綻したか）他町と比較しデーターを分析し
解決に向けた町づくりが重要。
団塊の世代と団塊ジュニアの山が終わると急激に人口減少が始まるので
目標をつくって、自分たちの町は自分たちでつくる自立した町づくり地域
主体の取組とＰＤＣＡの整備が必要である。
若者流出の原因は、東京一極集中もあるが、（広島市・福山市）などの様に
雇用のある市町に若者が出る。消滅集落の可能性が高くなるので、
対策として、雇用のある町づくり、行ってみたい町づくりを計画する。
財政運営の方向性として、地域財源を生かした企業振興を行い人材育成や
産業振興：企業誘致（中小企業）・第３セクター等を進める。

感想　　職業安定所有効求人倍率は、県内では、安芸高田市は上位である仕事の
無い町には人は来ないと言われているが自分達の町の強みを考え住みたい
町づくりを目指していかなければならない。
当市は、中山間地域として、都会にはない自然の美しさや豊かさ、
素晴らしさをアピールし、他市とは異なった行政経営を行うのが望ましい。
高齢者が、半数となる実態を伝え、生まれ育った若者が当市の担い手となる様
雇用の促進が、人口流出を防ぎ、地域振興や定住促進につながる。
地元人材雇用は、もちろんの事、介護や農業は担い手として人材育成が、
たちまち必要で中山間地域の課題である。

（別紙様式2　②）

議員報告書

1 議員名	青原 敏治
2 期　日	平成27年 1月13日 ～　年　月　日
3 研修先等	広島市
4 内容（目的）	広島クラブ勉強会 人口減少時代の自治体財政

5報告事項

講師　自治体経営コンサルタント　川本達志氏

人口推移
現在の人口構造「消滅可能性都市」ウソ？ホント？
人口推移の各市比較、将来人口推計
自治体財政の課題（夕張市に学ぶ）
国の動き（定住自立圏構想）国の政策（地方創生）
以上の事を御参考、今後、安芸高田市において役立てて行きたいと思います。

（別紙様式２　②）

議　員　報　告　書	
１議　員　名	藤井　昌之
２期　　日	平成27年１月15日～平成27年１月16日
３研修先等	東京 アットビジネスセンター　東京駅八重洲道り
４内容（目的）	地方議員研究会 地域福祉政策の立案に向けて ―地方議員がいま取り組むべき課題―

５報告事項

１、）これからの福祉政策の方向

・都道府県別高齢者数の増加状況

高齢者人口は、今後20年間、首都圏を始めとする都市部を中心に増加し、高齢者への介護サービス量の増加が見込まれるとともに、高齢者の「住まい」の問題等への対応が不可欠になる。高齢化の問題は地域によって違っている

・今後の介護保険を取り巻く状況

65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測（3,878万人）　また75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、２５％を超える見込み。

・要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。

2030年頃から75歳以上人口は急速に伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。

・介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2025年以降は減少する。

・要介護度別認定者数の推移

要介護（要支援）の認定者数は、平成25年４月現在564万人で、この13年間で約2.59倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

・介護給付と保険料の推移

市町村は３年を１期（2005年度までは５年を１期）とする介護保険事業計画を策定し、３年ごとに見直しを行う。保険料は、３年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、３年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。

高齢者の進展により、2025年には保険料が現在の5000円程度から8000円

程度に上昇する事が見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている

・社会保障給付費の推移

堺補償給付費全体について、平成23年度は107兆4，９５０億円となり過去最高の水準（国の予算額は96兆円）

2、）地域が主役の時代へ

・なぜ、地域が主役なのか？

中央（国）と地方（都道府県、市町村）政府間関係を改善して、お互いに独立した組織としたほうが、地域の特性や自主性を発揮できる。権限委譲、財源移譲

東京一極集中の弊害

行政は公共サービスの提供主体であり、住民はサービスの利用主体であるとの考えが主流であったが、行政と住民は地域の公共問題を解決していくパートナーと考えたほうがより良い地域づくりができる。新しい公共

・地方分権で地域が豊かになったのか？

地方分権一括法などの制度の枠組みを変えても、地方分権を実感することが出来ないのは、住民の日常生活や地域での活動に影響を及ぼす地域政策が立案されていないからではないか。そもそも地方自治体は、何のために存在しているのか、自治体の存在価値を高めるために、住民に喜ばれる政策を生み出し、独自の事業を展開しているか

・なぜ、自治体は政策を生み出せないのか？

従来は、政策を生み出すのは国（中央政府）であり、自治体（地方政府）は、事業を実施することが役割と考えられていたので、政策主体としての意識が薄いのではないか。自治体職員の政策形成に関する勉強不足

行政活動の自立性、安定性を図る尺度となる樹種財源比率が低いので、独自の政策を転換しにくいのではないか。自治体の財源不足・地方創生

・これからの自治体に求められるもの

自治体は、地域を良くするための政策主体であるという認識を持つこと

自治体の政策形成の担い手は、行政や住民など様々な主体であるという認識を持つ

広い視野でものを考え、地域で活動する

常に住民の為になるかどうかを考え、自治体経営する

・自治体経営に必要な視点とは？

経済社会が熟成するにつれ、個人の価値観は多様化し、行政の一元的判断に基づく「上からの公益の実施では社会のニーズが満たされなくなってきた」　そして現在、官民の役割分担の見直しが行われ、民間企業や個人と並んでNPOなどの民間セクターが重要な役割をにないつつある。これまで行政により担われてきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって行う考え方を「新しい公共」という。自治体経営にとって、「新しい公共」の考え方は、とても重要である

以上、今後の議会活動に繋げて行きたいと思います

（別紙様式２　②）

議　員　報　告　書

１議　員　名	下岡　多美枝
２期　　日	平成２７年１月２８日（水）～平成２７年１月２９日（木）
３研修先等	広島市南区銀山町 1-17 ワークピア広島
４内容（目的）	１.失敗しない公共施設マネジメント ２.拡充から縮充へ ３.指定管理者制度の１００％活用手法 ４.指定管理者制度における評価制度

５報告事項

第１日目：１月２８日（水）０９：３０～１２：００

講師　　南　学　　東洋大学経済研究科公民連携専攻客員教授
　　三重県政策アドバイザー・等

演題　　失敗しない公共施設のマネジメント

内容　　公共施設マネジメントは総面積消滅のための計画策定から始めるものではなく
公共施設の維持管理・更新に要する費用消滅を実践することに目的がある。
２０～３０年後を想定した総合面積圧縮の目標を持つことは重要であるが
「白書」や「計画策定」を先行させると数年を浪費する。
固定資産台帳の整備や数十の公共施設の保守点検管理を包括委託する事である
公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進が必要で
過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期をむかえる一方
財政は依然として厳しい状態である。
人口減少等により今後公共施設の利用需要の変化と市町村合併後の
最適化を図る必要性がある。こうした背景は、公共施設等の全体を把握して
長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより
財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する
事が、これからの課題
インフラ、公共設備（合併前の下水・施設・道路・等）。
業務上過失致死傷罪の可能性が大きい。
更新費用の財源確保が中心課題。
交付税制度では、財源確保はできない。
「除却債」は将来世代のつけ回し。
固定資産台帳の整備から始まる。
公共施設・インフラマネジメントは、行政改革
将来の発想を機能中心に見直す内容の講習を受けた。

第1日目　　1月28日　　13：30～16：00日

講師　　南　学　　東洋大学経済研究科公民連携専攻客員教授
三重県政策アドバイザー・等

演題　　「拡充」から「縮充」へ
・機能ベースの施設再編成・総合施設管理計画の策定
・「拡充」の「運営」～「縮充」への「経営」・発想転換による機能統合
・「行政財産ゼロ」の発想も・先進事例に学ぶ統合、稼働率UP

内容　1.民間の発想を取り入れる。公共施設の管理運営に指定管理者制度を図る際に「常識」とされている指定管理料の支払いをマイナスにする。すなわち自治体は指定管理者に指定管理料を払わず（指定管理料ゼロ）行政が収益金の一部を受け取るという仕組み。

2.不完全な避難所としての学校設備をスポーツクラブのようにトイレ更衣室シャワー施設等の設備が,共用する事ができれば、地域コミュニティとしての日常活動をとおして、災害時の避難所使用のコーディネータ機能も果たす。

3.地域の歴史施設文化を軸とした社会教育施設は地域経済活性化のために観光振興目的、つまり「消費」と「投資」の両側面を持っている。

4.指定管理者制度運用改革を、民間指導の「行財政改革審議会」審議の結果が大きく影響する。

5.「行政財産」の縦割り構造
行政財産→行政目的→部局の財産の管理→縦割り
行政目的→条例で使用・料金規定→固定化
目的外使用不可→変化への対応ができない

6.性能発注の考え方として、民間事業者は提案作成の為に、相応の時間と労力を投入する。優先交渉権者に選定されなかった場合は、このコストが無駄になる「応募リスク」を負うことを自治体の担当者は理解しなければならない。

以上が主な研修内容。

第2日目（木）　9：30～12：00
講師　南　学　東洋大学経済研究科公民連携専攻客員教授
三重県政策アドバイザー・等
演題
・指定管理者制度の１００％活用手法
・業務委託と指定管理者制度の違いを明確に
・コスト削減ばかりに注目すると失敗する
・指定管理者制度と直営の組合せも可能
・図書館のコスト試算と指定管理
内容　公共施設の運営にとって指定管理者制度はいい制度であるが自治体の側が公共施設に関して誰の為に、どのように活用していくのかという方針を持つことが重要で、それが出発点である。
指定管理者制度を理解しているか業務委託との区別と複数年契約
（雇用確保、運営安定）処分行為（利用許可、料金徴収の権利）
責任（リスク）分担の問題　コスト削減を目的にする間違い　公務員（直営）限界から始まった制度。　問題点の大半は、ミッション議論の不足と契約知識の不足　議会の議決と情報公開（公共性の担保）
図書館は指定管理になじまない？
かつて、公共施設は、直営原則だった。２０年前から業務委託を出資団体にこの頃から、公務員以外の職員雇用もそして、平成 15 年から指定管理制度導入
図書館に対する固定観念は専門性と長期雇用で実は、職域確保と固定客と連携機能とミッションの再定義が必要
一般的に、「民間委託」と言われると、指定管理も含まれるような認識がある。しかし、直営という形態を客観的に分析すれば直営と業務委託（民間委託）は、発注自治体に責任が有るという観点から同じカテゴリーで有ることが分かるこれに対して、リスク分担の観点から見ると、直営と指定管理は全く違った管理運営形態となる。
直営・委託は、公共施設の管理運営において、すべての責任を自治体（行政）側がもつが、指定管理者制度においては、自治体と指定管理者が協定によってリスク（責任）を分担する事になる点で、大きく違う。
以上が主な研修内容

第2日目（木）　13：30～14：00

講師　南　学　東洋大学経済研究科公民連携専攻客員教授
三重県政策アドバイザー・等

演題　指定管理者制度における評価制度
・指定期間設定によって生じる「評価」の重要性
・ＰＤＣサイクルの前に必要なミッションの議論
・第三者評価で公共施設の管理運営をプロ化する。

内容　他市の第三者評価制度の内訳
指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に３つの方式で第三者評価を実施し、評価結果をホームページや施設内等で公表し、指定管理者の業務改善や今後の制度運用に活用しています。
1、地区センターなど市内に同種施設が複数存在する区民用施設について市が認定する評価機関から評価者を選定し評価を実施。
2、福祉サービス第三者評価の対象となっている施設は、福祉サービス第三者評価制度に基づき評価を実施。
3、その他の施設（高い専門性を有する施設、施設ごとに評価の視点が異なる施設、管理のあり方も含めて検証する施設については、指定管理者選定評価評価委員会に評価を実施

第三者評価制度に対する基本的な考え方の内訳
公の施設として管理水準の維持向上を図るために、客観的な第三者による点検評価を実施し、指定管理者自ら業務改善を行うＰＤＣＡサイクルの確立図る
以上が主な研修内容

感想　２日間をとおして南学先生の公共施設マネジメント集中講座を受講しました。
当市の公共施設・インフラはほとんどが合併前で老朽化している。
公共施設については、無償譲渡・指定管理・公共施設総合管理計画は、市民に対して説明が必要で、全公共施設の使用数・老朽化など調査をして、市民の意見を取り入れながら仕分けの方法など協議会を立ち上げ無駄のない将来につけの回らない市財産にすることが必要になってくると感じた。

（別紙様式２　②）

議　員　報　告　書	
１議　員　名	藤井　昌之
２期　　日	平成２７年２月２８日～平成２７年３月１日
３研修先等	東京 ＴＫＰスター貸会議室お茶の水駅前
４内容（目的）	㈱地方議会総合研修所 議会の権限について

５報告事項

１、）議会の権限（分類）

①議決権
②選挙権
③監視権
④意見表明権
⑤自律権

①　議決権

議決権とは、地方公共団体の意思又は機関としての議会の意思を決定するために議会に付与された権限をいう

議会は、憲法９３条で地方公共団体の「議事機関」として設けられたものであるから、議決権は議会の本来的かつ中心的な権限

議会の権限が及ぶ範囲は、そのうちの基本的なものの決定に限られている（９６条）

ィ）民主的な行政運営の要請と執行機関による効率的な行政運営の調和を図ること

ロ）地方公共団体の意思の決定機関としての議会の地位を尊重すること

ハ）議会の機能を強化するため

②　選挙権

選挙権とは議員の集合的な意思により特定の地位に就くべき者を選び決定する権限をいう

ィ）議会の内部組織に関するもの　（議長及び副議長の選挙、仮議長の選挙、執行機関の構成員に関するもの、選挙管理委員及び補充員の選挙、選挙管理委員の臨時補充員の補欠選挙

１１８条１項に立候補制の規定の対象に無い。地方自治法に反する。

６８条に立候補者以外の投票は無効ではない。

（公職選挙法では有効である）

③監視権

「監視権」とは、執行機関の行う行政執行について監視し牽制する権限をいう

監視権の具体的権限は

ィ）調査権

ロ）承認権

ハ）同意権

ニ）不信任議決権

④　意見表明権

「意見表明権」とは、議会が「一定の事項について、機関としてその意思や見解を表明する権限」をいう

具体的には、意見書提出権、諮問答申権、請願受理権等がある

⑤　自律権

「自律権」とは、議会の内部的事項について自律的に決定し、処理する権限をいう

自律権の具体的なものは、決定権、自律権、自主解散権である

米　今回の研修は、「議会の権限」で、なかなか幅が広く、奥の深い内容であったが今後の議会活動に反映させて行きたいと思います

（別紙様式２　②）

議員報告書

１議員名	玉井 直子
２期　　日	27年3月27日～　27年3月28日
３研修先等	東京都中央区京橋1-11-2 八重洲MIDビル アットビジネスセンター東京駅
４内容（目的）	地域包括ケア特別講座受講. 地域福祉政策の理論と実践.

５報告事項

地域福祉政策の理論と実践

地方議員がいま取り組むべき課題とその解決方策を探る.

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長 瀬戸恒彦氏の講座を受講する。

・第1講. これからの福祉政策の方向. 1. 福祉施策を取り巻く環境 2. 介護保険制度改正の概要 3. 地域包括ケアシステムの構築に向けて.

・第2講. 地域が主役の時代へ 1. 自治体経営と新しい公共 2. 政策立案手法

・第3講. 地域包括ケアシステム構築へ向けた取組み事例

・第4講. 活力ある地域づくり. 1. 市町村行政の役割 2. 地域包括ケアシステム構築に向けて取り組むために. 3. 活力ある地域づくりに向けて大切なこと. 4. 地方議員の活力が地域を変える.

福祉施策を取り巻く環境の中で人口が大変重要である. 人口のことを話さずに福祉政策はできない. 高齢者人口は今後20年間 都市部を中心に増加し高齢者への介護サービス量の増加が見込まれるとともに, 高齢者の住まいの問題等への対応が不可欠になる. 介護保険制度の改正案の主な内容は①地域包括ケアシステムの構築 ②費用負担の公平化で高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため介護, 医療, 生活支援, 介護予防を充実し, 低所得者の保険料軽減を拡充. また保険料上昇をできる限り抑えるため, 所得や資産のある人の利用者負担を見直す。地域ケア会議の推進は地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールで更に取り組むことが必要。地方議員の活力が地域を変える。地方議員は公民連携の中核になり 共通の目標を設定しお互いにプラスになる関係を作ることが重要であると感じました. 何が大切か見きわめていきたいと思います.

（別紙様式2　②）

議員報告書

1 議員名	久保慶子
2 期日	27年 8月27日 ～ 27年 8月28日
3 研修先等	東京都中央区京橋1-11-2 八重洲MIDビル アットビジネスセンター東京駅
4 内容（目的）	地域包括ケア特別講座 受講

5 報告事項

地域福祉政策の理論と実践 ― 地方議員がいま取り組むべき課題とその解決方策を探る ― として、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 理事長 塚原伸治氏から第1講 これからの福祉政策の方向 第2講 地域が主役の時代へ 第3講 地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組み事例 第4講 活力ある地域づくりについて講演を受ける。

最初に論語 "民はこれによらしむべし、これを知らしむべからず" と言われたのが大きく心に残っている。

現在、国家予算98兆円に対し、社会保障制度は115兆円（年金5割 医療3割 介護2割）平成12年にスタートした介護保険は、団塊の世代が75歳をむかえる2025年には、介護医療が集約される年になる。

高齢者の8割は元気な人である。この元気な人の対策が重要である。①生活習慣病予防→歩く、適正なダイエット。②介護予防→閉じこもらない・地域社会の中で居場所と出番を作る。③虚弱期のケアシステムの確立→地域包括ケアシステムの構築。④元気な高齢者の社会参加→シニアボランティア、シニア起業家の養成を進める必要がある。

生活しやすい地域社会の構築には、子ども・高齢者・障害者をセットで考えると効率が良いことも言われた。

㋐かるく㋑のしく㋒むきに㋓んばっていると㋔いことが㋕っぱい　あれもがいい…と覚える。目標にしていきたいと思った。

施策展開には、首長のスタンスが重要である。　学習の重要性を再認識した研修でした。

（別紙様式２　②）

議　員　報　告　書

１議　員　名	下岡　多美枝
２期　　日	平成27年３月27日（金）～平成27年３月28日（土）
	〒1 中央区04-003 東京都中央区京橋１－１１－２　八重洲ＭＩＤビル
４内容（目的）	１．　これからの福祉政策の方向 ２．　地域が主役の時代へ ３．　地域包括ケアシステム構築への取り組み事例 ４．　活力ある地域づくり

５報告事項

第１日目：３月28日（土）０９：30～12：00

講師　　瀬　戸　恒　彦

プロフィール　ＮＰＯ法人神奈川県介護支援専門員協会監事・神奈川大学非常勤講師
一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事・シルバーサービス振興連絡協議会会長・一般社団法人かながわ福祉居住推進機構理事長など

演題　　これからの福祉政策の方向

内容　　福祉政策を取り巻く環境

高齢者増加状況	2005年度	５４６．２１３人
全国平均	２０２５年度	７３８．８２７人

広島県は、全国平均に近い位置にあり高齢者数は、１１番目の増加現象になると表示されている

高齢者への介護サービス料の増加が見込まれるとともに高齢者の住まいの問題等の対応が不可欠になる。

○介護保険制度改正の概要

サービスの充実

① 住宅医療・介護連携の推進
② 認知症施策の推進
③ 地域ケア会議の推進
④ 生活支援サービスの充実・強化

地域包括ケアシステムの構築　　費用負担の公平化

○介護予防給付の見直し

訪問介護・通所介護の見直しと地域支援事業の充実等

○訪問型サービス

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

ＮＰＯ民間事業による掃除・洗濯等の生活支援サービス

市民ボランティアによるゴミ出しなどの生活サービス

○通所型サービス

既存の通所介護事業所による機能訓練などの通所介護

ＮＰＯ民間事業者等によるミニデイサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養,空口ケア、等の専門職が関与する教室

○認知症施策の推進

オレンジプラン（認知症施策推進５か年計画）

「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮し続ける事できる社会」の実現をめざす。

○地域包括ケアシステムの構築に向けて

公民連携を進めるためには、共通の目標を設定し、お互いにプラスになる関係をつくることが重要、

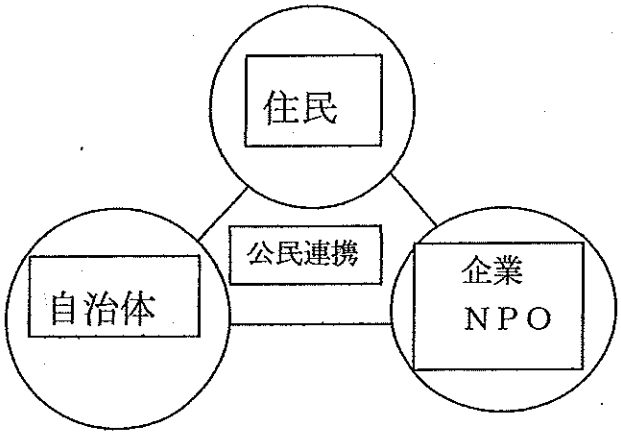

○地域が主役の時代へ

これまでの様に、中央政府で地域政策の大枠を決め、補助金をつけて地方に担わせるというスタイルは通用しない。

これからは、地域で生活する住民自らが、責任を持って、地域施策を考えることが必要となってきた。

そのために、地域住民が地域の課題を主体的に発見し、政策化し実践し評価するというシステムがひつようになる。

第1日目　　3月28日　　13：30～16：00

講師　瀬戸恒彦

演題

●地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みの事例

学校と隣接するなど住み慣れた地域へ介護などの拠点を整備する事で、地域住民と一体となった取組が可能

○施設機能を地域に展開する事によって、施設だけでなく在宅生活の継続の支援在宅復帰を行い、地域で暮す高齢者を多面的に支える事が可能

○職員が積極的に地域に関わることで、地域からの認知度が高まる。

○世代間の交流が増え地域のコミュニティの中心になる。

○民生委員や地域住民などの、交流の場を提供する事によって地域のニーズを施設がとお互いに収集する事ができる。

○地域住民と施設の一体感が芽生え、お互いが協力し合える環境が育つ。

●活力ある地域づくり

○歴史を大切にする。

○伝統や文化を、地場産業を大切にする。

○地域の魅力を地域で共有する。

○地域を結び人と人をつなげる。

○高齢者や女性、障害者を活かす。

○共通する課題を協力して解決する。

○訪れた人に「おもてなし」をする。

○居場所と役割をつくる。

○未来への希望を持つ。

感想　1日間9：30～16：00まで瀬戸先生の地方議員研究ゼミナーが当市の参考になればと受講した。

財政の苦しい中、少子高齢化が進み市民の要求は福祉の充実化が望まれ相反比例のする政策を進めるわけにもいかない。求める側も国全体の国の政策に耳を傾け地域でどの様に発信する事が将来の子ども達に繋いで行けるか考える時期に来ていると感じた

福祉政策・医療政策・住宅政策・地域振興などが連携をして

新しい価値を考える事が重要である。

（別紙様式２　②）

議　員　報　告　書	
１議　員　名	秋田　雅朝
２期　　日	平成２７年　３月２７日　～平成２７年　３月２８日
３研修先等	東京都中央区京橋１－１１－２ 八重洲ＭＩＤビル
４内容（目的）	「地域包括ケア特別講座 in 東京」に参加

５報告事項

（研修目的）

今後本市においても、益々高齢化社会を迎える中で、その認識と対応、課題への取り組み等に、議員としての理解を高めることは大変重要と考えます。

今回の「地方議員研究会セミナー」の主旨では、「地域福祉政策の理論と実践」としてテーマを「地方議員が今取り組むべき課題とその解決方策を探る」となっておりました。この中における講演会を聴講することにより、今後の介護・認知症対策についての理解度を高めることができるのではという思いから、この研修会に参加しました。

（研修内容）

研修会の内容は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長瀬戸恒彦氏を講師として、第１講から第４講の４講演で構成されていました。

第１講では、「これからの福祉政策の方向」として、（１）福祉施策を取り巻く環境、（２）介護保険制度改正の概要（３）地域包括ケアシステムの構築に向けての３項目について聴講しました。

主な研修内容は「人口ピラミッドの変化」について資料説明があり、今後はこの変化が重要となり、生活を支えるサービスが必要となること、介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築によるサービスの充実、また、地域包括ケアシステムは保険者である市町が地域の自主性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であることなどを研修致しました。

第２講では、「地域が主役の時代へ」と題して、（1）自治体経営と新しい公共、（2）政策立案手法の２項目について聴講しました。内容は、自治体経営に必要な視点として「新しい公共」の考え方は重要であるということ。「新しい公共」とは、これまで行政で担われてきた「公共」を、これからは、「市民・事業者・行政の協働」によって行う考え方ということでした。また、政策立案の過程では、まず「地域の課題を発見」、次に「課題解決に向けた政策を立案」し、「決定された政策を実行」、最後に「政策を評価する」こ

との重要性について研修しました。

第３講では、地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み事例として、東京都世田谷区他、８事例について聴講しました。この事例報告の中で、本市に近い地域として鳥取県南部町の事例があり、内容的には「既存資源を活用した共同住宅による低所得者の住まいの確保」について説明がありました。

第４講では、「活力ある地域づくり」として、（1）市町村行政の役割り、（2）地域包括ケアシステム構築に取り組むために、(3)活力ある地域づくりに向けて大切なこと、(4)地方議員の活力が地域を変える、という４項目について聴講しました。内容では、地域ケア会議の推進、地域包括支援センターの機能強化などの市町の役割り、地域包括ケアシステム構築には、市長の熱意、役所内所管課の連携など取り組み体制の構築、課題の把握などが重要であることなどでした。また、歴史を大切にする、高齢者や女性・障がい者を活かすことなどが地域づくりに大切なこと、地方議員は公民連携の中核になることの大切さを研修して参りました。

（研修のまとめ）

今回の研修では、「地域ケア会議」について、介護保険法で本年４月より制度的に位置づけられ、市町においてきちんと開催され、意義深いものになり、行政にとってどういう効果があったのか検証の必要があり、関係各課の連携について検討をすることが大切であるということを研修しました。また、「地域福祉政策」について目的は「高齢者や障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会を創る」ことにあり、その為には、地域活性化の視点を持って「地域住民がお互いに支え合い、助け合う意識を醸成すること」が必要であることを研修致しました。

この研修会で学んだことを、今後の本市における「福祉政策」に役立てたいと考えています。

（別紙様式２　②）

議　員　報　告　書	
１議　員　名	前　　重　　昌　　敬
２期　　日	平成２７年３月２６日～２８日
３研修先等	アットビジネスセンター東京駅 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-11-2
４内容（目的）	地方議員研究会主催セミナー ・二元代表制を機能させるための議員力アップ講座 IN 東京 ・地域包括ケア特別講座

５報告事項

1日目　３月２７日（金）９：３０～１１：３０

「教育委員会制度の概要」　　自治体経営コンサルタント　川本達志

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（首長部局と教育委員会）
・首長と教育委員会との関係（組織図参照）
・教育委員会＝教育分野に関し相当広く権限
・教育行政の世界は上意下達
・文部科学省の統制体質
・視学官（文部省、地方に置かれた教育行政官）
・教職員の定数と給与
・首長の教育委員会への影響力
・大阪府教育行政基本条例
・国の教育権(最高裁判決例)
・教師の教育の自由(最高裁判決例)
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
・教育行政の問題の本質

〔所　感〕　～議員としての視点として～

・安心して学べる学校づくり（いじめ対策）

何事に関しても、些細なことでも、テーブルの上にのせ話し合い協議の場を設定していくことが大切である。まずは、原点に返ることが大事である。表に出して誰でも参加できる場の設定が今後も必要と感じた。

・教員の意識改革（「教える」から「学ぶ支援」へ）

どうしても教員となると目上の人ととらえがちであるため、今まで培ってきたことをすぐに直せと言っても、長い年月を掛けて今があり、これから徐々に修正をしていき最終的に教員、ＰＴＡ、地域が「教える」から「学ぶ」への意識改革ができれば、教育の原点にいくのではないかと感じた。

・開かれた学校づくり（他機関との連携）

いわゆる「コミュニティスクール」の設置であり、これは色々な関係団体との連携協力のなかまた、子ども達、生徒達にとっても「顔」の見える化であり、早い段階での設置を促していくことが必要である。まずは、モデル地区の実施を取り入れることである。

・首長の教育方針（教育総合会議招集、大綱策定）

我が市では来年度（平成２８年度）からの動きであるが、大綱策定等は当該年度からでも可能と思うので、総合計画、教育振興計画等踏まえた策定となるよう、しっかりと協議検討頂きたい。

・学校を良くするために、親、教師、行政が何をすればいいのかを真正面から議論（教師の批判に終わらない）

子ども達同士のコミュニケーションが年を追うごとに下がってきていることは、私も中学校に指導者として入らせている中、感じている所である。特に生徒達を見ていてグループの中でリーダーを位置づけることが不得手に感じる状況である。こうしたことを踏まえ、学校・家庭・ＰＴＡの協力連携がなお一層充実していくことが求められると感じる。また、学校生活の中で、子ども達同士の課題解決に向けた指導が今後必要であると特に感じた。今後も、お互いが隠すことなくオープンで、できることは子ども達にまかしてみることも一種の方法と考える。早い段階で、学校、家庭、地域のコミュニケーション等場の設定を設けることが、今後の教育に関して、市民からの声もしっかりと発信されるのではないかと感じた研修であった。

2日目　3月28日（土）９：３０～１２：００

「地域福祉政策の理論と実践」

～地方議員がいま取り組むべき課題とその解決方策を探る～

公益財団法人かながわ福祉サービス振興会　理事長　瀬戸恒彦

１．これからの福祉政策の方向

（１）福祉施策を取り巻く環境

①人口ピラミッドの変化（現在に至るまでの推移把握）

②日本国内における都道府県別高齢者数の増加推移の把握（全国から見た該当する県の現状の把握）

③高齢化の推移と将来推計の把握　「2060年には、２．５人に１人が６５歳以上」

④今後の介護保険を取り巻く状況

⑤要介護度別認定者数の推移

⑥介護給付と保険料の推移

⑦社会保障給付費の推移

⑧高齢者施策の課題

（２）介護保険制度改正の概要

①改正案の主な内容について（地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公平化）

②医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）

③医療・介護サービス提供体制の一体的な確保について

④在宅医療・介護の連携の推進

⑤地域ケア会議の推進

⑥市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）

⑦生活支援・介護予防の充実

⑧介護予防給付の見直し

⑨認知症施策の推進（認知症施策推進５か年計画オレンジプラン）

⑩情報公表制度の見直し、介護人材の確保

（３）地域包括ケアシステムの構築に向けて

①地域をマネジメントする視点（Ｐ・Ｄ・Ｃ・Ａマネジメントサイクル）

②公民連携の視点（住民・自治体・企業他）

③地域活性化の視点

④住民の力を地域福祉に活かす方策

2．地域が主役の時代へ

（1）自治体経営と新しい公共

①なぜ、地域が主役なのか？

②地方分権で地方が豊かになったか？

③なぜ、自治体は政策を生み出せないのか？

④これからの自治体に求められるもの

⑤自治体経営に必要な視点とは？

（2）新しい公共の芽生え

①ソーシャルビジネス（ＳＢ）の現状（経済産業省）

②ＳＢ（ソーシャルビジネス）・ＣＢ（コミュニティビジネス）の整理

（3）政策立案手法

①地域の課題を発見する

②課題解決に向けた政策を立案する

③決定された政策を実行する

④政策を評価する

〔所　感〕

本日の講義を踏まえ、本市の現状を原点に返りこれまでの状況、これからの推移をしっかりと議員全員が把握し、安芸高田市として何が課題で何をしなくてはならないか、そのためには何が必要で、課題解決に向けどうしたらよいのか「ヒト・モノ・カネ」の原点により、具体的に展開していかなくてはならない。

市民が今の現状をしっかりと把握していただき、危機的な状況がきていることの認識を促していく必要がある。地域にける住民の協力が薄れていると感じているため、各集落へはいり詳細な説明が必要であると感じた研修であった。

各種団体、企業他密な連携協力が今以上に必要となる。